

〔元長卿記〕永正七年正月十七日、參内當番也。依召早參、典藥頭親就朝臣去三日申御禮於御三間馬道御對面恒例事也。件之道近年自御懸參入云々、然今度自殿上經東階前參上、不被得其意之由仰候處、曾他之道無覺悟。由申云々、明日於勾當局堅被召仰、至承伏者可有寬宥之御沙汰、若又猶存緩息者、沙汰之限也。可有計御沙汰由申入、大納言典侍局御使也。其後無他之儀其定歟。

〔御湯殿の上の日記〕文明九年正月八日、御ちそうのさんがあり、あんせん寺殿、おんせう寺殿、つうげん寺殿、大玄やう寺殿御まゐり、十日前くわんばく、花山、そのほかさんがどもあり、申つぎ辨、宰相中將殿ばかり御さんだいあり、三ごんめに御けんびしさやまゐる、くわざうじもちて玄こう、御たいの御方口とりにて御まゐり、おなじく一こんに御さぶらひ、千玄ゆう萬せいでたし、つるでに御ちよくろにて御いはゐめでたし。

元龜四年正月四日、とう宰相おなじく侍従御れい申御みまにて御たいめんあり、あすか井おやこ御れい申きちやう所にて御たいめんあり、をとこすゑにて御さか月たぶ藤宰相申すのくちにて御さか月たぶ、六日、大ないき五でう御れい申さる、きちやう所にて御たいめんあり、日の御れい申さる、づねの御所にて御たいめんあり、いつものごとく御まへにて御さか月たぶ、十日、くわんばくながはしまで御まゐりありて、御れい申さる、月のわ御れい申下すがたにて御たいめんなしけふの御たいめんあり、十一日、り玄やうるんまゐりて、御かぢ申さる、いつも十日に御れい申さるれども、御がいきにてけふ御たいめんあり。

天正十九年正月一日、きくてい殿季晴ないくになされ候、御れい御申あり、づねの御所にて御たいめん、きくていおやこ御ひさしへ御まゐり、二こんまゐる、ぐ御の御はいせん三でう中納言、御てながさせうべん、きくてい殿御まへさまのかう、玄ん中納言の御まへゑもんのすけなり、御てんしやくにてまゐらるゝめでたしく、四日、八でうの宮○陽光院子御れいになる○中つ智仁親王